



## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 森 美穂

76

### 理由とする普通解雇を



です。

1、パナソニックアドバンストテクノロジー事件（大阪地判平成30・9・12）は、Y会社が、Xの複数の問題行動を理由として普通解雇したことの有効性が争われた事件です。

トテクノロジー事件（大阪地判平成30・9・12）は、Y会社が、Xの複数の問題行動を理由として普通解雇したことの有効性が争われた事件です。

①Xは、A上司の暴行によって傷害を負ったという、事実に反する被害届を警察に提出しA上司を誹謗・中傷した。

②Xは、A上司が虚偽説明や事実を隠蔽したという内容のメールをA上司の上司等に送信しました。

③Xは、B上司等に「出るとこに出る」「警察にも行っている」と発言し、Bらを誹謗・中傷し、この件に関するY会社の事情聴取にも応じなかつた。

④Xは、上司から脅迫されたと職場内で大声を発し、警察に電話をかけて警察官を呼び、社（Xの問題行動）は次のとおり



的である」、③について「Xの表現方法は不適当な点がないわけではないが、解雇の客観的理由といえるほどの事由には当たらない」し、「事情聴取を拒否したとまでは認められない」、④について「Xの言動は非難されるべきものである」「結果が重大とはいえない」、⑤については「Xの発言は相当性を欠き上司に対する誹謗・中傷に当たるが「影響は一時的である」、

⑥について「Xが業務指示に従わなかつたことでY会社の業務に具体的な支障が生じたとはいえない」等と、Y会社が解雇事由として主張した多数の問題行動の存在をおおむね認定したものの、それらを個別にみる限りにおいて、いずれも普通解雇の理由を並べて從わなかつた。

3、これらY会社の主張に対する裁判所の判断は、①について「Xが傷害を負ったと認識したこととは不合理又は客観的事実に明白に反するところではない」、②についてXが送信したメールの内容は「客観的事実に反するものであり」、「送信行為は不適切である」が、「Y会社や上司の受けた影響は限定

4、使用者が労働者の問題行動を理由に解雇した事案で、個々の問題行動が単独では解雇事由には該当しない場合でも、それが多回繰り返されることで総合評価され普通解雇が有効と判断された裁判例もあります（ゴーランドマン・サックス・ジヤパン・リミテッド事件等）が、本件ではそれが認められませんでした。

本件の詳しい背景事情は分からませんが、労務実務においては、長年、会社とトラブルがある従業員について、「問題行為をしばらく黙って貯めておいて、後でまとめて解雇すればよい」という考え方もあるようです。しかし、本件では、前回の出勤停止処分以降の約5カ月間のXの複数の問題行動について、Y会社が警告書の交付や書面での注意処分をした形跡がなく、その点が、本件解雇に客観的合理的理由がないとした裁判所の判断に影響を与えた可能性があることに留意する必要があります。（森法律事務所所長、愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝